

議案第54号

米原市奨学金給付条例の一部を改正する条例について

米原市奨学金給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

奨学生の要件から経済的理由を削除し、併せて大学等の休学中は理由の如何を問わず奨学金の給付を停止すること、および奨学金を辞退したときは給付を受けた奨学金の返還を要することを明確にするため、この案を提出するものである。

## 米原市奨学金給付条例の一部を改正する条例

米原市奨学金給付条例（平成 29 年米原市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 8 条第 4 号中「正当な理由なく」を削る。

第 9 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 第 7 条の規定による奨学金の辞退をしたとき。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、第 3 条の改正規定については、令和 6 年度以後に新たに大学等に入学することとなる者に適用する。

米原市奨学金給付条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(奨学生の要件および決定)</p> <p>第3条 奨学生となる者は、奨学金の給付の申請時において次の各号のいずれにも該当する者の中から、市長が米原市奨学金給付審査会に諮って決定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(奨学金の給付の停止等)</p> <p>第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を停止し、または廃止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 大学等を休学したとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第9条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付を受けた奨学金の全部または一部を返還しなければならない。</p> <p><u>(1) 第7条の規定による奨学金の辞退をしたとき。</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(奨学生の要件および決定)</p> <p>第3条 奨学生となる者は、奨学金の給付の申請時において次の各号のいずれにも該当する者の中から、市長が米原市奨学金給付審査会に諮って決定する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 経済的理由により学資金の支援が必要と認められる者</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>(奨学金の給付の停止等)</p> <p>第8条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨学金の給付を停止し、または廃止することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>正当な理由なく</u>大学等を休学したとき。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(奨学金の返還)</p> <p>第9条 奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付を受けた奨学金の全部または一部を返還しなければならない。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>・奨学生の要件から、経済的理由を削除することに伴う改正</p> <p>・号ずれ</p> <p>・理由の如何を問わず、休学中は奨学金の給付を停止することに伴う改正</p> <p>・奨学金を辞退したときは、給付を受けた奨学金の返還を要することを明確にするための号の追加</p> <p>・号ずれ</p>